

□不利益処分の処分基準

部 課 室 等 名	環境部環境保全課	
不利益処分名	有害物質使用特定施設の計画変更命令等	
根 拠 法 令	水質汚濁防止法	
根 拠 条 項	第8条第2項	
連 絡 先	(電話 621-5213)	
処 分 基 準	基 準	<p>1. 処分の要件 特定施設等の設置又は構造等の変更の届出があった場合において、有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設について、有害物質を含む水の地下への浸透の防止のための構造、設備及び使用の方法に関する基準に適合しないと認めるとき。</p> <p>2. 処分の内容 届出を受理した日から60日以内に限り、その届出をした者に対し、その届出に係る有害物質使用特定施設若しくは有害物質貯蔵指定施設の構造、設備若しくは使用の方法に関する計画の変更又は第5条第1項若しくは第3項の規定による届出に係る有害物質使用特定施設若しくは有害物質貯蔵指定施設の設置に関する計画の廃止を命ずることができる。</p>
	参 考 事 項	
	設定等年月日	平成26年8月1日設定 (令和3年4月1日最終変更)